○財務省告示第九十九号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和八年四月一日

財務大臣　片山さつき

（別表）

国　債　の　名　称	記　号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・３年）	第154回	42,000,000円	41,983,274円
〃	第155回	54,580,000円	54,558,276円
〃	第156回	104,090,000円	104,048,546円
〃	第157回	244,240,000円	244,142,724円
〃	第158回	360,800,000円	360,656,288円
〃	第159回	87,880,000円	87,845,008円
〃	第160回	45,310,000円	45,291,966円
〃	第161回	52,600,000円	52,562,298円
〃	第162回	101,670,000円	101,516,090円
〃	第163回	199,990,000円	199,910,340円
〃	第164回	153,540,000円	153,478,854円
〃	第165回	60,430,000円	60,405,944円
〃	第166回	131,740,000円	131,572,074円
〃	第167回	476,660,000円	475,976,370円
〃	第168回	547,470,000円	546,204,950円
〃	第169回	813,450,000円	810,857,326円
〃	第170回	895,840,000円	893,127,404円
〃	第171回	416,920,000円	415,994,981円
〃	第172回	968,700,000円	965,766,786円
〃	第173回	984,610,000円	981,942,532円
〃	第174回	1,467,520,000円	1,461,805,888円
〃	第175回	2,899,650,000円	2,885,786,744円
〃	第176回	2,795,380,000円	2,781,645,448円
〃	第177回	28,500,000円	28,325,473円
〃	第178回	14,000,000円	13,908,140円
〃	第181回	25,000,000円	24,905,838円
〃	第182回	22,000,000円	21,927,721円
〃	第188回	55,340,000円	55,334,087円
個人向け利付国庫債券（固定・５年）	第120回	39,500,000円	39,484,266円
〃	第121回	24,450,000円	24,440,266円
〃	第122回	28,250,000円	28,238,752円
〃	第123回	34,640,000円	34,626,208円
〃	第124回	99,500,000円	99,460,374円
〃	第125回	100,600,000円	100,559,930円
〃	第126回	189,820,000円	189,744,398円
〃	第127回	215,850,000円	215,764,020円
〃	第128回	151,250,000円	151,189,754円
〃	第129回	292,710,000円	292,593,408円
〃	第130回	248,900,000円	248,800,864円
〃	第131回	163,730,000円	163,664,792円
〃	第132回	279,340,000円	279,228,720円
〃	第133回	145,400,000円	145,342,092円
〃	第134回	103,400,000円	103,358,820円
〃	第135回	185,650,000円	185,576,056円
〃	第136回	116,320,000円	116,273,670円
〃	第137回	114,180,000円	114,134,534円
〃	第138回	227,920,000円	227,829,210円
〃	第139回	72,570,000円	72,541,100円
〃	第140回	134,420,000円	134,366,462円
〃	第141回	254,400,000円	254,258,166円